

# 各都道府県の組織再編

---

# 各都道府県の組織再編

- ✓ 流域下水道事業の法適化を契機として、流域下水道の管理と市町村下水道事業の管理等を一体的に実施する等の組織再編の取組事例が出てきている。

## 埼玉県

- 平成22年4月に流域下水道事業への地方公営企業法の全部適用に伴い、下水道事業管理者を設置し、埼玉県下水道局が発足したが、市町村指導など公共下水道に関する事務は、引き続き知事部局が所管していた。
- 流域下水道事業を経営する下水道局が下水道事業のノウハウを有していることから、事務の効率化や市町村の実情に応じた対応を行うため、平成31年4月1日付け組織改正により、公共下水道に関する事務を知事部局から下水道局へ移管し、下水道事業の一元化を図る。
- 埼玉県では、下水汚泥の共同処理(単独公共下水道3団体からの流域下水道への受入れ)、農業集落排水施設の公共下水道への接続などが引き続き実施されるが、今回の下水道事業の一元化により、流域下水同事業と公共下水道事業を一体的に捉えた、より効率的な事業実施が期待される。

## 長野県

- 流域下水道事業の一部を建設事務所(建設部)の付置機関(建設事務所にぶら下がる機関)にて実施してきた。
- 流域下水道事業を法適化するに際し、①従前は付置機関に過ぎなかったが、今後流域下水道事業について一層の経営マネジメントが求められ、経営について権限を高めるべき、②建設事務所内において道路や河川等の官庁会計方式の事業も所管する中、流域下水道事業においては公営企業会計方式を採用する必要がある、適正な会計処理・資産管理ができる体制を確保するべき、等の理由から、付置機関から格上げすることとし、これに伴って所管部局を環境部に統一。
- また、経営戦略案を策定し、平成31年度から2028年度までの10年間の投資・財政計画等を示した。